

令和8年度が始まり1か月が経ちました。新規採用の方、他部署から異動されてきた方、今年度から母子保健事業を担当される方など、多くの皆さまの業務に役立つ情報を発信していきたいと思ひます。

今年1年よろしくお祈ひします。

今回は、令和8年度の信州母子保健推進センターの概要及び産後ケア事業ガイドラインの改定などについてです。



長野県PRキャラクター「アルクマ」  
©長野県アルクマ

## …… 令和8年度の信州母子保健推進センター ……

今年度も、市町村の皆様との協働、専門機関・関係機関との連携などを通じ、切れ目ない支援体制の構築に向けた市町村支援を行っていきたくお祈ひします。

母子保健事業や新人育成などについての相談等、お気軽にお声かけください。

### 重点事業

#### ○切れ目ない支援体制構築に向けた市町村支援

- ・町村の母子保健事業や新人育成などの支援
- ・市町村の母子保健事業に係る困難事例等の個別支援
- ・産後ケアや妊産婦メンタルヘルスに対する支援体制の整備
- ・母子保健事業の広域支援（乳幼児健診の精度管理体制、5歳児健診マニュアルの検討）
- ・こども家庭センター（母子保健機能）の充実への支援

#### ○母子保健サービスの技術的基準統一

- ・乳幼児健康診査事業等に関する基本及びブラッシュアップ研修の実施

#### ○高い専門性を持つ人材育成

- ・県立こども病院、信州大学医学部との連携による専門研修の実施

#### ○母子保健に関する調査・分析（情報提供）

- ・地域の課題や市町村母子保健事業の実態調査・評価
- ・「信州母子保健推進センターだより」による情報発信
- ・「長野県の母子保健」（年1回発行）による情報発信

### 研修会等についてのお知らせ

今年度も、オンラインでの実施も含め、基礎研修・専門研修を計画しています。

#### ○市町村母子保健担当者会議

日 時：令和8年5月13日（水）  
13:30～15:00

開催方法：オンライン開催

\*詳細は4月17日に送付しましたメールをご確認ください。

#### ○母子保健技術研修会 I

「乳幼児健診の基本のきほん」

日 時：令和8年6月9日（火）

開催方法：松本保健福祉事務所測定室  
集合研修及びWeb配信によるハイブリット研修

対 象：新規採用保健師

\*詳細は4月27日に送付しましたメールをご確認ください。

### センターの体制

今年度も母子保健推進員2名体制で事業等を行っていきます。担当圏域は下記の通りです。よろしくお祈ひします

担当圏域	佐久・上田・諏訪・伊那・飯伊	木曾・松本・大北・長野・北信
母子保健推進員	柿澤	秦

母子保健係アドレス：[boshi-hoken@pref.nagano.lg.jp](mailto:boshi-hoken@pref.nagano.lg.jp)

連絡先：電話 026(235)7141（疾病・感染症対策課 母子保健係直通）



### センターから情報提供

#### 新生児聴覚検査 2次検査機関について

2次検査機関となっております「長野松代総合病院」につきましては、現在、2次検査を中止しております。※1歳6か月児、3歳児健診における精密検査も中止しております。

御承知おきくださいますようお願いいたします。



## センターから情報提供

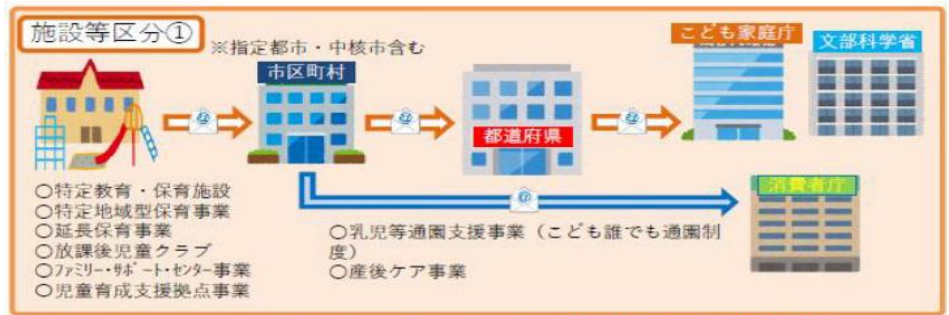
### 産後ケア事業ガイドラインが改定されました

今回の改定の内容は、教育・保育施設等の事故報告制度の見直しを踏まえたものです。ガイドラインの中の「安全に関する留意事項」が改定されました。

市町村の対応	重大事故が発生した場合の対応について、事故発生直後の対応、関係者への連絡、産後ケア事業の継続、事故状況の記録など事業者と委託元市町村間で取り決めをしておくこと
重大事故発生時の対応 (死亡や意識不明事故、治療に要する期間が30日以上を負傷・疾病を伴う重篤な事故)	<p>▶乳児等報告様式 「教育・保育施設等事故報告書(Ver.6)」(様式変更)</p> <p>▶母のみの報告様式 「産後ケア事業事故等発生時報告様式」(様式変更) に基づき、市町村から県を通じて国に報告 事故発生の要因分析や再発防止のための検証を行い、再発防止策を検討する</p>
産後ケア実務担当者による虐待と思われる事案を確認した時の対応	当該事業者は状況を把握し、速やかに委託元市町村に報告、相談。県を通じて国に情報提供。県は必要に応じて助言・指導等を行う

産後ケア事業における重大事故発生時の報告の流れ

\* 詳細は4月8日にメールにて送付しました「産後ケア事業ガイドライン(R8年3月改定)」及び「産後ケア事業における重大事案等発生時の報告様式等について」の添付資料をご確認ください



「教育・保育施設等における事故の報告等について」(令和8年3月30日付こ成安第45号・7教参学第52号)の別添3「報告ルート」参照。

## 情報提供

### 月経痛について



<R7年度母子保健専門研修会Ⅲ「地域保健に活かす思春期からのプレコンセプションケア」から>

月経に伴い、下腹部痛や腰痛、頭痛などのつらい症状が出現することがあります。これらの症状が日常生活に支障をきたす場合、「月経困難症」の可能性も考えられます。月経困難症に対しては、LEP(いわゆる治療用の低用量ピル<保険適用>)を服用することで、子宮の過剰な収縮運動が抑制され、月経痛の軽減が期待できます。また、子宮内膜の増殖が抑えられることで月経量が減少し、月経に伴うさまざまな症状の改善にもつながるそうです。治療を検討する一つの目安としては、身体症状によって日常生活で困っているかどうかが挙げられます。つらい症状がある場合には、我慢せずに産婦人科を受診し相談してみることも1つの方法ですね。

お読みいただいたご感想・ご意見をお寄せください。お待ちしております。



担当圏域	母子保健推進員	連絡先
佐久・上田・諏訪・伊那・飯伊	柿澤	長野県庁 疾病・感染症対策課 026-235-7141(直通電話) ★電話受付時間:9時~16時30分
木曾・松本・大北・長野・北信	秦	